



# 2020年度定期総会のご案内

陽春の候、会員の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
日頃、自治会運営にご支援ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。  
さて、2020年度の定期総会を例年とお開催いたしますが、本年は、新型コロナウイルス感染のまん延防止及び自治会員の安全を考慮して、定期総会の議決は極力委任状で行いたく、ご協力をお願い申し上げます。

議案の可決につきましては、委任状による賛成が過半数を超えた場合に、可決とさせていただきます。また、別途各戸に配布します議案内容について、質問・意見及び疑義等のある方のために、下記の通り場所を確保し、総会対応をさせていただきます。

尚、各議案については、役員会及び会計監査にて、審議・承認済みである事を申し添えます。

### 記

- |     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 4月25日(土) 13時30分開催  |
| 場 所 | 小和田公民館 講義室   |
| 議 案 | (1) 2019年度事業及び決算報告(一般会計)承認の件<br>(2) 2019年度事業及び決算報告(自主防災会)承認の件<br>(3) 2019年度会計監査報告承認の件<br>(4) 2020年度事業及び予算(案)承認の件<br>(5) 2020年度自主防災会事業及び予算(案)承認の件<br>(6) 自治会規約一部改訂<br>(7) 2020年度役員選出の件<br>(8) その他 |

尚、新旧役員が総会対応をします。 以上

組長は、欠席者の委任状を組ごとに纏めて 4月20日までに新班長に、班長は総務部加川に24日まで提出お願いいたします。

※出席される方は、配布された総会資料を、ご持参ください。

<美住町自治会ホームページ> <http://misumichou.com/>

..... 切 取 り 線 .....

美住町自治会宛

### 委任状

2020年4月25日開催の定期総会の議決事項に関する一切の権限を

会長 又は \_\_\_\_\_ 様に 委任いたします。

2020年4月 日

\_\_\_\_\_ 班 組 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 2019年度事業報告

月	日	内 容	摘 要
4	27	2019年度定期総会	小和田公民館89名出席
5	25	美住町自治会の説明会	小和田公民館 63名出席
6	10	バス日帰り旅行	小江戸川越方面と上里カンターレ61名参加
6	12	町内危険箇所パトロール	松浪小PTA
6	16	松浪地区球技大会	松浪中学校・松浪小学校
7	6	地引き綱大会	土の子子ども会共催 西網漁場180名参加
8	3	親子でえぼし岩に行こう	土の子子ども会対象、親子13組参加
8	10	松浪地区盆踊り大会・模擬店	松浪小学校
8	31	梨狩り	いさわ果樹園 57名参加
9	1	美住町防災訓練	放水・車椅子搬送。非常食喫食・情報訓練
9	14	市民集会	松浪コミュニティーセンター
10	13	松浪地区市民体育祭	台風19号の影響で中止
10	20	松浪地区福祉ふれあいまつり	松浪小学校・地区社協
10	27	ハロウィンウォークラリー	土の子子ども会共催 小人140名・大人120名参加
11	4	美住町自治会の説明会	小和田公民館86名出席
11	10	松浪地区合同防災訓練	松浪小学校106名参加
11	20	地域防犯パトロール	松浪小PTA
11	27	高齢者ブロック別交流会	小和田公民館33名参加
1	18	地域活動報告会	小和田公民館47名出席
2	15	フラワーアレンジメント講習会	小和田公民館27名参加
2	23	高齢者の集い	コロナウイルスの影響で中止
3	30	お花見バスとえぼし岩周遊の小さな旅	コロナウイルスの影響で中止

- 定例班長会、役員会、防災会議、防犯会議（毎月）
- 広報類、回覧など配布、防犯灯管理、ごみ/資源物管理(各担当従事)
- 豊寿会、土の子子ども会との連携
- 民生児童委員との連携
- 防災部関係・・・防災研修会24名参加、美住町防災訓練75名参加
- 防災機器取扱い訓練
- 防犯パトロール(月2回) 美化パトロール(月1回)  
37回計画 中止7回、30回実施延べ人数271名参加
- 子どもの日常的見守り
- まちぢから協議会、地区社協
- 体育振興会、松浪小学校区青推協
- 「あいさつの街」(子どもを守る地域の会)協賛
- 日本赤十字社社費募金・神奈川県共同募金
- 敬老祝い金該当者 21名
- 新小学1年生祝い金該当児童26名
- 美住町自治会50周年記念プロジェクト:「美住町自治会50年の歩み」11月配布

## 2020年度事業計画

月	日	内 容	摘 要
4	25	2020年度定期総会	小和田公民館
5	9	美住町自治会説明会	小和田公民館
6		松浪地区球技大会	松浪小、中学校
		バス日帰り旅行	延期
6		町内危険箇所パトロール	松浪小PTA
7	4	地引き綱大会	土の子ども会共催・西網漁場
8		松浪地区盆踊り大会・模擬店	松浪小 体育振興会
8		親子でえぼし岩に行こう	
9		梨狩り	いさわ果樹園
9	12	市民集会	松浪コミュニティーセンター
9		松浪地区合同防災訓練	松浪小学校
10		美住町自治会説明会	小和田公民館
10		松浪地区市民体育祭	松浪小 体育振興会
10		松浪地区福祉ふれあいまつり	松浪小学校 地区社協
10		ハロウィンウォークラリー	土の子ども会共催
11		地域防犯パトロール	松浪小PTA
		美住町防災訓練	
1		地域活動報告会	小和田公民館
2		高齢者の集い	浜須賀会館
2		フラワーアレンジメント講習会	小和田公民館
3		高齢者ブロック別交流会	小和田公民館
3		お花見バス	えぼし岩周遊と平塚市総合公園

- 定例班長会、役員会、防災会議、防犯会議（毎月開催）
- 広報類、回覧など配布、防犯灯管理、ごみ/資源物管理(各担当従事)
- 豊寿会、土の子ども会との連携
- 民生児童委員との連携
- 防災部関係・・・防災研修会 美住町防災訓練
- 防災機器取扱い訓練
- 防犯パトロール(月2回) 美化パトロール(月1回)
- 子どもの日常的見守り
- まちぢから協議会、地区社協
- 体育振興会、松浪小学校区青推協
- 「あいさつの街」(子どもを守る地域の会)協賛
- 日本赤十字社社費募金・神奈川県共同募金
- 敬老祝い金
- 新小学1年生祝い金

2019年度美住町自治会決算報告並びに令和2年度予算(案)

令和2年4月1日

収入の部

(単位:円)

項目	2019年度決算報告				令和2年度予算(案)		
	予算	決算	予算差異	摘要	予算	前年実績比増減	摘要
会費	2,615,000	2,617,800	2,800		2,615,000	-2,800	
自治会運営交付金	109,860	109,860	0	茅ヶ崎市より	109,860	0	茅ヶ崎市より
広報誌配布手数料	331,800	331,240	-560	市の広報誌	331,800	560	市の広報誌
資源物回収補助金	440,000	457,640	17,640	資源ごみ	440,000	-17,640	資源ごみ
集積場所維持管理手数料	-	-	-		112,000	112,000	
雑収入(金利等)	30,000	58,065	28,065	共同募金事務手数料 社協	30,000	-28,065	共同募金事務手数料 社協
50周年記念事業資金	1,100,000	1,040,727	-59,273		0	-1,040,727	
前年度より繰越金	722,746	722,746	0		882,154	159,408	
<b>合計</b>	<b>5,349,406</b>	<b>5,338,078</b>	<b>-11,328</b>		<b>4,520,814</b>	<b>-817,264</b>	

支出の部

項目	2019年度決算報告				令和2年度予算(案)		
	予算	決算	予算差異	摘要	予算	前年実績比増減	摘要
会議費	100,000	130,738	30,738	総会・役員会	130,000	-738	総会・役員会
事務費	208,000	144,969	-63,031		188,000	43,031	
内訳							
消耗品	120,000	64,477	-55,523	コピー、印刷、事務用品	100,000	35,523	コピー、印刷、事務用品
通信費	88,000	80,492	-7,508		88,000	7,508	
渉外交際費	150,000	130,027	-19,973	対外団体祝儀・賀詞交歓会	150,000	19,973	対外団体祝儀・賀詞交歓会
役員手当	388,000	378,500	-9,500	役員手当	388,000	9,500	役員手当
事業作業費	95,000	100,000	5,000	広報・体育・防犯・事務局作業費	237,000	137,000	広報・体育・防犯・事務局作業費
美化運動費	170,000	166,696	-3,304	ゴミボックス他	170,000	3,304	ゴミボックス他
厚生費	600,000	447,936	-152,064		620,000	172,064	
内訳							
球技大会	135,000	121,065	-13,935		135,000	13,935	
体育祭	145,000	3,589	-141,411		145,000	141,411	
補助金	200,000	200,000	0	豊寿会 子供会	200,000	0	豊寿会 子供会
地引網	120,000	123,282	3,282		140,000	16,718	
備品費	40,000	11,306	-28,694		40,000	28,694	
慶弔費	233,000	180,000	-53,000	敬老祝金、官典、新入生祝金	263,000	83,000	敬老祝金、香典、新入生祝金
分担金	287,360	287,360	0	体育振興会、社協、消防	287,360	0	体育振興会、社協、消防
災害対策費	400,000	400,000	0	自主防災会	400,000	0	自主防災会
教養研修費	550,000	350,195	-199,805	高齢者の集い・バス旅行・生け花教室他	550,000	199,805	高齢者の集い・バス旅行・生け花教室他
募金関係費	334,000	334,000	0	日赤 共同募金他	334,000	0	日赤、共同募金他
災害積立金繰入	100,000	400,198	300,198		100,000	-300,198	
50周年記念事業資金	1,100,000	993,999	-106,001		0	-993,999	
予備費	594,046	0	-594,046		663,454	663,454	
次年度繰越金	0	882,154	882,154		0	-882,154	
<b>合計</b>	<b>5,349,406</b>	<b>5,338,078</b>	<b>-11,328</b>		<b>4,520,814</b>	<b>-817,264</b>	

\* 特別会計 災害積立金(定期)湘南信金 2,713,206 円(今期の利息198円を含む)

監査の結果、この2019年度決算報告書に誤りのないことを認めます。

令和2年4月1日

会計監査

植松 滋

会計監査

水嶋 紀美子

平成31年度自主防災会事業及び決算報告／令和2年度予算(案)及び事業(案)  
(令和1年度)

平成31年度(令和1年度)事業報告		令和2年度事業計画(案)	
○ 月次に防災資機材点検の実施 ○ 隔月に定例会議の開催 ○ 松浪地区防災訓練への参加		令和1年度に同じ	
平成31年4月	平成31年度総会 計画	令和2年度総会 一斉引取り訓練	4月 5月
令和1年5月	松浪小学校一斉引取り訓練 に協賛参加	防災リーダー養成	6月/2月
6月	茅ヶ崎市防災リーダー 研修会(2名予定)	防災研修会	7月
7月	防災研修会	かまどベンチ設置	8月
9月	美住町防災訓練(放水訓練)	美住町防災訓練	9月
10月	感震ブレーカー説明会		
11月	松浪地区防災訓練	松浪地区防災訓練	11月
1月	防災研修会(地球博物館)		

平成31年度自主防災会事業及び決算報告／令和2年度予算(案)及び事業(案)  
(令和1年度)

平成31年度(令和1年度)決算報告(案)					令和2年度予算(案)	
収入の部					収入の部	
項目	予算	項目	決算	予決算差異	項目	予算
補助金	600,000	補助金	609,400	9,400	補助金	600,000
茅ヶ崎市	200,000	茅ヶ崎市	209,400	9,400	茅ヶ崎市	200,000
自治会	400,000	自治会	400,000	0	自治会	400,000
雑収入	0	雑収入	2,020	2,020	雑収入	0
前期より繰越	105,151	前期より繰越	105,151	0	前期より繰越	137,676
合計	705,151	合計	716,571	11,411	合計	737,676
支出の部					支出の部	
項目	予算	項目	決算	予決算差異	項目	予算
訓練費	30,000	訓練費	4,562	-25,438	訓練費	30,000
研修費	75,000	研修費	82,550	7,550	研修費	75,000
事務費	20,000	事務費	15,171	-4,829	事務費	20,000
通信費	5,000	通信費	2,400	-2,600	通信費	5,000
事業作業費	75,000	事業作業費	92,000	17,000	事業作業費	101,000
会議費	10,000	会議費	43,500	33,500	会議費	10,000
備品費	400,000	備品費	338,712	-61,288	備品費	400,000
予備費	90,151	予備費	0	-90,151	予備費	96,676
小計	705,151	小計	578,895	126,256	小計	737,676
次年度繰越金	0	次期繰越金	137,676			
合計	705,151	合計	716,571	11,411	合計	737,676

監査の結果、報告に誤りのないことを認めます。

令和2年4月1日

会計監査

植松 滋

会計監査

水嶋 紀美子

## 美住町自治会規約(旧)

### (目的)

第1条 本会は、住民みんなで支え合う地域社会の醸成を図ると共に、会員の福利の増進、地域の活性化及び住みよい街づくりの形成につとめることを目的とする。

### (名称及び活動場所)

第2条 本会は、美住町自治会と称し、活動場所を小和田公民館とし、連絡先を会長宅とする。

### (事業)

第3条 本会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 広報活動に関すること
- (2) 福祉に関すること
- (3) 環境衛生に関すること
- (4) 防災に関すること
- (5) 防犯・交通に関すること
- (6) 体育に関すること

2 その他、茅ヶ崎市及び松浪地区が主催する行事に協力する。

3 前項に規定する以外の事業も、役員会の承認を得て、行うことができるものとする。

### (会員)

第4条 美住町に居住する世帯及び同町内会で営業する事業主は、本会の会員になることができる。

2 入会希望者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

## 美住町自治会規約(新)

### (目的)

第1条 本会は、住民みんなで支え合う地域社会の醸成を図ると共に、会員の福利の増進、地域の活性化及び住みよい街づくりの形成につとめることを目的とする。

### (名称及び活動場所)

第2条 本会は、美住町自治会と称し、活動場所を小和田公民館とし、連絡先を会長宅とする。

### (事業)

第3条 本会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 企画・広報活動に関すること
- (2) 文化・福祉行事に関すること
- (3) 環境衛生に関すること
- (4) 防災に関すること
- (5) 防犯・交通に関すること
- (6) 体育に関すること

2 事業の目的達成のために必要な事業も、役員会の承認を得て、行うことができるものとする。

3 その他、茅ヶ崎市及び松浪地区が主催する行事に協力する。

### (会員)

第4条 美住町に居住する世帯及び同町内会で営業する事業主は、本会の会員になることができる。

2 入会希望者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(役員)

第6条 役員は、三役、会計監査役、部長及び副部長とする。

(役員他の定数及び任務)

第7条 役員の定数及び任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 2名 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その任務を代行する。
- (3) 会計 1名 会計は、本会の全ての金銭の出納と保管を行い、その収支を正確に記録、保管する。
- (4) 会計監査役 2名 会計監査役は、前年度の会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。  
なお、会計の監査は、随時これを行うことができる。
- (5) 部長 7名(総務、広報、福祉、環境、防災、防犯・交通、体育) 部が増えた場合には、その部長を置くことができるものとする。部長は、各部の責任者として、部務を処理する。
- (6) 副部長 若干名 各部に必要なに応じて、副部長を置くことができるものとする。副部長は、部長を補佐するものとする。

2 スタッフの定数及び任務は次のとおりとする。

- (1) 顧問 若干名 役員他に、必要に応じてアドバイスを与えることができる。
- (2) 常任委員(防災リーダーも含む) 若干名。常任委員は、各部長の下で部務を推進する任にあたる。
- (3) 班長 11名 班長は、班長会で報告された役員会の決定事項を組長経由で会員に伝達すると同時に、会員の意見・要望や班の情報を役員に上げる。また、班長は、各種の行事に参加するよう努めるものとする。
- (4) 組長 組数と同じ 組長は、所属する班長に協力し、会費の徴収や広報紙の配布等を行う。

(役員)

第6条 役員は、三役、会計監査役、部長及び副部長とする。

(役員他の定数及び任務)

第7条 役員の定数及び任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名。会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 2名。副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その任務を代行する。
- (3) 会計 1名。会計は、本会の全ての金銭の出納と保管を行い、その収支を正確に記録し5年間は保管する。
- (4) 会計監査役 2名。会計監査役は、前年度の会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。  
なお、会計の監査は、随時これを行うことができる。
- (5) 部長 7名(総務、企画広報、文化福祉、環境、防災、防犯・交通、体育)。部が増えた場合には、その部長を置くことができるものとする。部長は、各部の責任者として、部務を処理する。
- (6) 副部長 若干名。各部に必要なに応じて、副部長を置くことができるものとする。副部長は、部長を補佐するものとする。

2 スタッフの定数及び任務は次のとおりとする。

- (1) 顧問 若干名。役員他に、必要に応じてアドバイスを与えることができる。
- (2) 常任委員(防災リーダーも含む) 若干名。常任委員は、各部長の下で部務を推進する任にあたる。
- (3) 班長 11名。班長は、班長会で報告された役員会の決定事項を組長経由で会員に伝達すると同時に、会員の意見・要望や班の情報を役員に上げる。また、班長は、各種の行事に参加するよう努めるものとする。
- (4) 組長 組数と同じ。組長は、所属する班長に協力し、会費の徴収や広報紙の配布等を行う。

(5) 体育委員 11名 体育委員は、体育部長の指示により、体育行事に従事する。

(役員他の選任)

第8条 三役、会計監査役、部長、副部長及び顧問は、応募者又は役員が推薦した者の中から役員会で選任し、班長会の同意を得た上で、総会に諮り選任されるものとする。

2 会長、副会長、会計及び会計監査役は、各々原則兼務することはできないものとする。

3 常任委員は、部長が、役員会の承認を得て、必要に応じて任命する。

4 班長、組長及び体育委員は、原則当番制により選任される。

(役員他の任期)

第9条 会長の任期は2年とするが、2期までの再任を妨げない。

2 会長以外の役員の任期は、2年とするが、再任を妨げない。

3 顧問及び常任委員の任期は、1年とするが、再任を妨げない。

4 班長と体育委員の任期は、1年とするが、再任を妨げない。

5 組長の任期は、半年とする。

(会費)

第10条 会費は、1か月200円の会費を6か月分一括して、前期、後期の組長に納め、班長がとりまとめ、会計に納めるものとする。ただし、年度途中の入会の場合、入会月から半期末までの会費を納めるものとし、退会の場合は原則として返却しない。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、茅ヶ崎市他の補助金及びその他の収入をもって、これに充てる。

(5) 体育委員 11名。 体育委員は、体育部長の指示により、体育行事に従事する。

(役員他の選任)

第8条 三役、会計監査役、部長、副部長及び顧問は、応募者又は役員が推薦した者の中から役員会で選任し、班長会の同意を得た上で、総会に諮り選任されるものとする。

2 会長、副会長、会計及び会計監査役は、各々原則兼務することはできないものとする。

3 常任委員は、部長が、役員会の承認を得て、必要に応じて任命する。

4 班長、組長及び体育委員は、原則当番制により選任される。

(役員他の任期)

第9条 会長の任期は2年とするが、原則2期までの再任を妨げない。

2 会長以外の役員の任期は、2年とするが、再任を妨げない。

3 顧問及び常任委員の任期は、1年とするが、再任を妨げない。

4 班長と体育委員の任期は、1年とするが、再任を妨げない。

5 組長の任期は、半年とする。

(会費)

第10条 会費は、1か月200円の会費を6か月分一括して、前期、後期の組長に納め、班長がとりまとめ、会計に納めるものとする。ただし、年度途中の入会の場合、入会の翌月から半期末までの会費を納めるものとし、退会の場合は原則として返却しない。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、茅ヶ崎市他の補助金及びその他の収入をもって、これに充てる。



(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶弔制度)

第13条 本会に、次の慶弔規定を設ける。

(1) 敬老祝金

敬老の日にあたり、その年の1月1日から12月31日の間に80歳、88歳、99歳を迎える長寿者に対して、それぞれ金3,000円、5,000円、10,000円を贈呈する。

(2) 弔慰金

世帯主、又は同居する家族(施設に入っている双方も含む)が、死亡した場合、金3,000円をもって弔意を表す。

(自主防災会の設置)

第14条 美住町自治会内に自主防災会を併設し、自治会役員がその運営にあたる。

2 自主防災会の運営は、自主防災会規約に基づいて行う。

3 自主防災会の会計は、茅ヶ崎市及び美住町自治会からの補助金で賄う。

4 自主防災会の事業報告及び会計報告は、自治会の定期総会で行う。

附則 この規約は、平成24年4月30日から施行する。

美住町自治会規約の一部改訂

第13条 (慶弔制度)

(3) 毎年4月に、小学校1年生に入学する児童に対し、金2,000円を贈呈する。

附則 この規約は、平成27年4月30日から施行する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶弔制度)

第13条 本会に、次の慶弔規定を設ける。

(1) 敬老祝金

敬老の日にあたり、その年の1月1日から12月31日の間に80歳、88歳、99歳を迎える長寿者に対して、それぞれ金3,000円、5,000円、10,000円を贈呈する。

(2) 弔慰金

世帯主、又は同居する家族(施設に入っている双方も含む)が、死亡した場合、金3,000円をもって弔意を表す。

**(3) お祝金**

**毎年4月に、小学校1年生に入学する児童に対し、金3,000円を贈呈する。**

(自主防災会の設置)

第14条 美住町自治会内に自主防災会を併設し、自治会役員がその運営にあたる。

2 自主防災会の運営は、自主防災会規約に基づいて行う。

3 自主防災会の会計は、茅ヶ崎市及び美住町自治会からの補助金で賄う。

4 自主防災会の事業報告及び会計報告は、自治会の定期総会で行う。

附則

この規約は、**2020年(令和2年)4月30日**から施行する。

## 2020年度美住町自治会役員(案)

役職名	班	氏名	備考
会長	5	朝岡通光	再任
副会長	4	土田厚子	再任
〃	6	石井義康	新任
会計	9	金屋好一	再任
会計監査	3	植松 滋	再任
〃	4	水嶋紀美子	再任

総務部長	9	加川広美	
企画広報部長	10	大内和史	新任
副部長	1	石川 勉	新任
文化福祉部長	10	長田善子	再任
副部長	9	福岡敏治	再任
環境部長	6	竹内京子	新任
副部長	11	那須詠子	新任
防災部長	3	水島將隆	再任
副部長	4	深井慎也	再任
防犯交通部長	6	松本靖於	
副部長	6	金澤宣彦	新任
体育部長	4	保田康一	
副部長	3	中山高志	再任

顧問	1	坂井修一	再任
顧問	10	大曾根千代子	再任
顧問	4	加藤文晴	再任